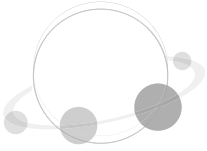


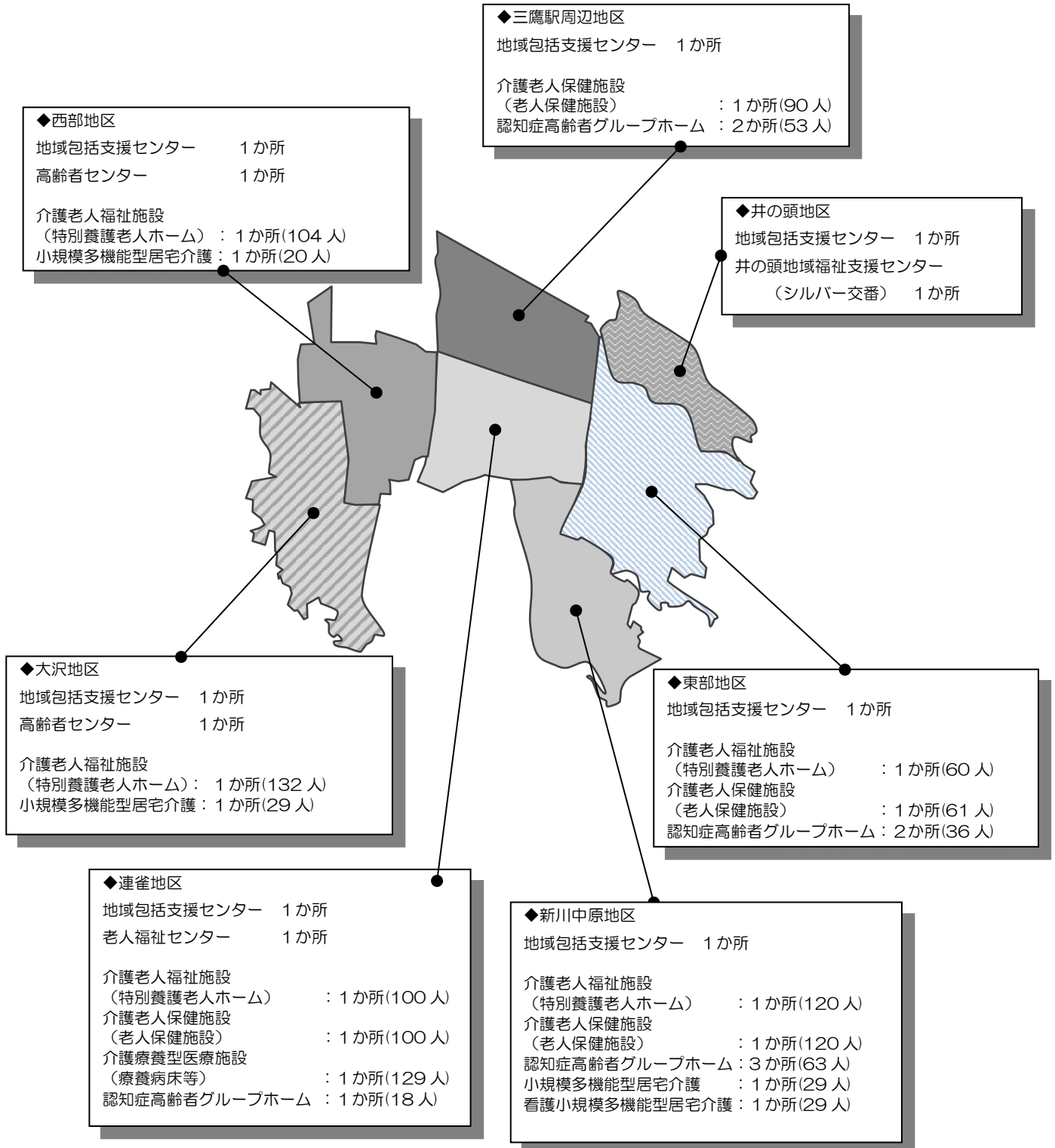
資料編





資料編

1 日常生活圏域ごとの相談窓口・サービス提供施設等



2 策定組織

(1) 三鷹市介護保険事業計画検討市民会議設置要綱

(目的)

第1条 三鷹市介護保険事業計画（以下「本計画」という。）の策定に関し、市民及び関係者等の立場からの意見を本計画に反映させるため、三鷹市介護保険事業計画検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事項は、本計画素案の検討及びその結果の市長への報告とする。

(構成)

第3条 市民会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）16人以内をもって構成する。

- (1) 三鷹市健康福祉審議会委員 5人
- (2) 公募委員 3人以内
- (3) 三鷹市介護保険事業者連絡協議会から推薦を受けた者 1人
- (4) 市内各地域包括支援センターから推薦を受けた者 1人
- (5) 社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会から推薦を受けた者 1人
- (6) 関係市民団体から推薦を受けた者 4人
- (7) 学識経験者 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

(会長等)

第5条 市民会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

- 2 市民会議は、必要に応じて分科会を設置することができる。

(関係職員の出席等)

第7条 会長は、本計画を検討していく上で必要があると認めるときは、関係部課の職員等に市民会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、健康福祉部介護保険課が所掌する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月23日から施行する。

附 則(令和元年11月14日施行)

この要綱は、令和元年 11 月 14 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 10 日施行)

この要綱は、令和元年 12 月 10 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日施行)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 第八期三鷹市介護保険事業計画検討市民会議委員名簿

	氏 名	委員内訳	団体名・役職名
1	神崎 恒一	健康福祉審議会	杏林大学医学部高齢医学教授
2	中澤 敏	健康福祉審議会	東京都三鷹市歯科医師会会長
3	杉山 一延	健康福祉審議会	三鷹市薬剤師会会長
4	高橋 景市	健康福祉審議会	三鷹市老人クラブ連合会会長
5	家崎 芳恵	健康福祉審議会	三鷹市介護保険事業者連絡協議会会長
6	海野 美砂	公募委員	無作為抽出公募委員候補者名簿
7	伊藤 千鶴子	公募委員	無作為抽出公募委員候補者名簿
8	野原 淳志	公募委員	無作為抽出公募委員候補者名簿
9	吉野 泰正	三鷹市介護保険事業者連絡協議会	三鷹市介護保険事業者連絡協議会役員
10	香川 卓見	市内地域包括支援センター	三鷹市大沢地域包括支援センター長
11	竹川 健太郎	三鷹市社会福祉協議会	三鷹市社会福祉協議会事務局長
12	○内原 正勝	関係団体	三鷹市医師会会長
13	三井 香代子	関係団体	三鷹市民生・児童委員協議会高齢福祉部会長
14	柳本 史貴	関係団体	三鷹市ボランティア連絡協議会
15	中川 正機	関係団体	連雀・地域ケアネットワーク会長
16	◎市川 一宏	学識経験者	ルーテル学院大学学長

※ 団体名・役職名は就任当時（令和2年2月）のもの

◎・・・会長 ○・・・副会長

3 関係資料

(1) 三鷹市健康福祉審議会 諮問・答申

2 三健地第 855 号

三鷹市健康福祉審議会
会長 宇井 義典 様

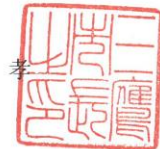
三鷹市健康福祉総合条例第 37 条第 2 項に基づき、第二期三鷹市障がい者(児)計画(案)及び三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画(案)について諮問します。

記

- 1 第二期三鷹市障がい者(児)計画(案)
別添のとおり
- 2 三鷹市高齢者計画・第八期介護保険事業計画(案)
別添のとおり

令和 3 年 2 月 17 日

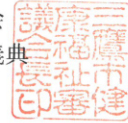
三鷹市長 河 村



2三健審答申第1号
令和3年2月17日

三鷹市長 河村 孝 様

三鷹市健康福祉審議会
会 長 宇井 義典



第二期三鷹市障がい者（児）計画（案）及び三鷹市高齢者計画・
第八期介護保険事業計画（案）について

令和3年2月17日付け2三健地第855号で諮問のあった標記の件について、
当審議会はこれを了承いたします。



4 用語解説

あ行

IADL (アイ・エー・ディー・エル)

手段的日常生活動作 (Instrumental Activity of Daily Living) のこと。IADL は、ADL よりも一段階複雑な行動を指す。厚生労働省では買い物、食事の準備、家事、洗濯、金銭の管理能力などを IADL の評価指標としている。

ICT (アイ・シー・ティー)

情報通信技術 (Information and Communication Technology) のこと。

一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、市民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することを目的としている。介護予防に関する知識の啓発や地域における介護予防活動への支援、通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣などを行う。

ADL (エー・ディー・エル)

日常生活動作 (Activity of Daily Living) のことで、食事やトイレ、入浴や整容、さらに移動などといったような、日常生活の中でごく当たり前に行っている習慣的行動のこと。

NPO法人 (エヌ・ピー・オー・法人)

特定非営利活動法人 (Non Profit Organization) のこと。福祉、環境、文化、平和などの分野において、営利を目的とせず活動を行う民間の組織 (団体)

か行

介護給付費準備基金

3年間の介護保険事業計画期間を通じて、毎年介護保険料を改定することなく財政運営を行うために、保険者 (市区町村) が設置する基金のこと。

介護サービス

介護保険制度に基づくサービスを指し、利用には要介護認定が必要となる。

介護支援専門員 (ケアマネジャー)

要介護・要支援認定者とその心身の状況などに応じて、適切な介護サービスを利用できるように介護サービス計画 (ケアプラン) を作成し、介護全般に関する相談援助、関係機関との連絡調整、介護保険の給付管理等を行う人のこと。

介護者談話室サポーター

家族を介護する介護者が地域で身近に通える場として開催される「介護者談話室」等の運営をサポートし、介護者が一人で介護の負担を抱え込まないように支援するボランティアのこと。

介護保険のしおり

三鷹市が発行している介護保険についての基本的な事項をまとめた冊子で、毎年改定している。三鷹市役所の介護保険課、各市政窓口、各地域包括支援センターで配布している。

介護予防

要介護状態になることをできる限り防ぐ（遅らせる）とともに、要介護状態にあってもその重度化をできる限り防ぎ、さらには軽減を目指すこと。

介護予防教室

高齢者が介護を必要とせず、いつまでも地域で生き生きと暮らしていけるようにするために開催される、運動機能向上や認知症予防などをテーマにした教室のこと。

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして、要介護状態になることを予防するために創設された仕組み。三鷹市では、平成28年（2016年）4月から実施している。

介護離職

家族を介護するために仕事を辞めること。職種や雇用形態は問わない。

介護ロボット

ロボット技術が応用され、要介護者等の利用者の自立支援や介護者の負担を減らす介護機器のこと。装着型パワーアシスト、歩行アシストカート、自動排せつ処理装置、見守りセンサー等がある。

※ロボット技術とは、「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」、この3つの要素技術を有する、知能化した機械システムのこと。

通いの場

地域の身近な場所で、自主的かつ継続的に、介護予防を目的として開催される、誰もが参加できる市民運営の居場所のこと。

（認知症）キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」において、講師役を務める人のこと。キャラバン・メイトになるためには、所定のキャラバン・メイト養成研修を受講し登録する必要がある。

旧どんぐり山施設

三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山及び三鷹市高齢者センターどんぐり山を運営していた施設（令和2年3月31日をもって完全閉鎖）

共生型サービス

高齢者と障がい者（児）が、同一の事業所でサービスを受けやすくするために、設置されるサービスのこと。介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けた事業所が、もう一方の制度における指定を受けやすくなる。

ケアプラン（介護支援計画）

利用者の心身の状況、利用者や家族の希望等を勘案のうえ、総合的な援助方針や目標を設定し、目標を達成するために利用する介護サービスの種類、内容等を定めた介護サービスの利用計画のこと。

ケアマネジメント

利用者が、地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標、課題解決に至る道筋、方向性等を明らかにして、

地域社会にある資源の活用、改善及び開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのこと。

傾聴ボランティア

一人暮らし高齢者宅などを訪問して、日々を穏やかに過ごせるように共感しながらお話を聴くボランティア活動のこと。

権利擁護

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、人として生まれながらに持っている権利や尊厳が保障され、社会生活が営めるよう意思能力に応じて、社会制度、組織（システム）、専門家等によって擁護されること。

権利擁護センター

判断能力が十分でない高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや財産管理の援助、悪質商法等の権利侵害、複雑な契約や相続等の法律行為等についての相談・助言、成年後見制度の利用支援等を行っている。

後期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。65歳以上75歳未満は前期高齢者という。

後方支援病床利用事業

市内在住の在宅療養者に一時的な入院が必要となった際に、市内の協力医療機関に受け入れる仕組み。入院先の確保が円滑に行われることにより、在宅療養者やその家族が安心して日常の在宅療養生活を送ることができるようにするもの。

高齢者社会活動マッチング推進事業

専門的な知識や経験を「地域で発揮したい」高齢者と、サポートを必要とする個人や団体とを結びつけるため、IT（情報システム）等を活用し、マッチングすることで、高齢者の社会活動への参加を推進する事業のこと。

高齢者見守りキーホルダー（あんしんキーホルダー）事業

市内在住の高齢者に登録番号が記載されたキーホルダーを渡し、外出時に携帯してもらうことで、外出先での緊急時などに、医療機関、警察署、消防署等が担当の地域包括支援センターへ連絡を取り、身元の確認や家族への連絡に情報を活用するもの。

コミュニティ創生

住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みを通して、現代的な課題を地域で解決していこうという三鷹市独自の取組のこと。三鷹市の重点施策として、平成23年度（2011年度）から取組を行っている。

国保データベース（KDB）システム

国民健康保険団体連合会が保険者（市区町村）の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定検診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療を含む）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報等を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムのこと。

心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスのこと。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の暮らしの安心を支えるサービスを提供する住宅のこと。バリアフリー対応等の条件を備え、安否確認や生活相談などのサービスを受けられる。

在宅医療・介護連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する取組

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、都道府県、市区町村単位に1つずつ設置されている団体。地域住民のほか、民生・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加、協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行っている。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のこと。若年性認知症と高齢期の認知症とでは、病理的な違いはない。働き盛りの世代で発症した場合には、家族の生活への影響が大きくなったり、親の介護と時期が重なったりするなど、介護者への負担が大きくなりやすいと言われている。

シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人

生活支援コーディネーター

高齢者の介護予防や社会参加、生きがいづくりなどの活動を支援する役割を担う人。主に、関係者・支援者が協力し合えるネットワークの構築や、利用者のニーズとサービスのマッチング、サービスの担い手の養成、新たなサービスの開発などを行っている。三鷹市では、平成28年（2016年）4月から市内全7地区に配置しており、各地域包括支援センターと三鷹市社会福祉協議会が、その役割を担当している。

生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、NPO法人やボランティア等の多様な主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業。生活支援コーディネーターを配置するとともに、様々な主体の定期的な情報共有と連携強化の場として、協議体（市全域を対象とする1層の協議体と、日常生活圏域を対象とする2層の協議体）を設置している。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の尊厳と権利を護るため、財産管理・身上監護（生活について配慮すること。）を成年後見人等が行うことにより保護・援助する制度。成年後見人等は、裁

判所に申立てを行うことにより選任される。

た行

第三者評価事業

事業者の提供するサービスの質を当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業

ダブルケア

1人の人や1つの世帯が同時期に育児と介護の両方を担うこと。ダブルケアラーは、ダブルケアを担う人のこと。

団塊の世代

第二次世界大戦直後の数年間のベビーブーム時に生まれた世代。昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までに生まれた世代のこと。

団塊ジュニア世代

昭和46年(1971年)～昭和49年(1974年)の第2次ベビーブーム期に生まれた世代のこと。世代人口は団塊の世代に次いで多い。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域ケアネットワーク

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる共助のまちづくりを目指して、三鷹市の7つのコミュニティ住区で活動するネットワーク組織。各住区で活動する住民協議会や町会・自治会、民生・児童委員、ボランティア団体、市民と、関係機関団体、行政などで構成される。地域の課題解決に向けて協議するとともに、それぞれの特色を生かした居場所・サロン事業、多世代交流事業、見守り支えあい事業、地域向け講座など幅広い取組を検討し、実施している。

地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。平成27年度(2015年度)の介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けて、サービスの充実や事業の重点化・効率化を図るため、事業の見直しが行われた。

地域福祉ファシリテーター

三鷹市、武蔵野市、小金井市の三市三社協(令和3年度からは調布市を含め四市四社協)とルーテル学院大学の共催による養成講座を修了した「福祉のまちづくりを協働して推進する人」のこと。

地域包括ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていくことを目的として、行政職員や地域の関係者で構成される会議体。三鷹市では「地域包括ケア会議」として、個別課題から地

域のニーズを把握し、政策形成につなぐ要となる事業として取り組んでいる。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供することを目指す仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、包括的かつ継続的な支援を行う介護保険制度上の機関で、各保険者（市区町村）が設置する。社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等がその専門知識や技術を互いに活かしながらチームで活動し、地域住民と連携して地域のネットワークを構築する。主な業務は、第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント業務）、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等。生活支援サービスのコーディネート機能を持つ地域の中核機関にもなっており、地域包括ケアシステムの深化・推進においても、重要な役割を担っている。

地域密着型サービス

介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域から離れずに生活を維持できるように、各市区町村が主体となって、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供する介護サービス類型のこと。利用者は原則として市区町村の住民に限られる。

チームオレンジ

認知症の高齢者や家族のニーズと、認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのこと。

な行

日常生活圏域

市町村の住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のこと。三鷹市では市内を7つの地区（圏域）に分けている。

認知症

脳や身体の病気のために「記憶する」、「時間や自分がいる場所を正しく判断する」、「計画通りに実行する」などの認知機能が低下すること。進行すると、日常的な社会生活に支障が生じる。記憶力の低下＝認知症という考えは正しくなく、加齢に伴う物忘れとは異なる。

認知症ガイドブック（ケアパス）

認知症の状態に応じて、適切なサポートを受けられるように、どのような状態の時にどのような支援が受けられるか、知っておきたい相談窓口や、地域のサービスなどを紹介しているガイドブック。三鷹市は平成28年度（2016年度）から発行し、認知症かもしれないと不安になっている方、介護している家族など、認知症とともに生きる全ての人たちが、安心して暮らしていけるように活用されている。

認知症サポーター

キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座（認知症の知識等に関する住民向けの講座）を受け、講座を通じて認知症の正しい知識や付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を応援すること。

認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、効果的な支援を行うことを目的として、医療機関、介護サービス及び地域をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。三鷹市では、高齢者支援課高齢者相談係に配置している。

認知症施策推進大綱

令和元年6月18日に認知症施策関係閣僚会議で取りまとめられた認知症施策の政府の方針。認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を政府一丸となって進めていくことがまとめられている。

認知症にやさしいまち三鷹

認知症の方が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「認知症にやさしいまち」を合言葉として様々な取組を行っている。

は行

8050 問題

ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題のこと。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が

養っている状態を指し、経済難を起因とする生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気、介護等といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

パブリックコメント

行政機関が重要な政策を決める際、あらかじめその案を公表し、広く市民から意見、情報、改善案等を募集する制度のこと。

バリアフリーのまちづくり基本構想 2022

平成15年10月に策定された「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」の基本理念、取組の方向性を継承しつつ、時点修正、達成状況の検証による見直しを図り、平成24年3月に策定したもの。年齢や性別、障がい、国籍などに関わりなく、いきいきと安心して暮らせるまちをつくるために、ハード面での整備、人々の意識などソフト面を含めたあらゆる分野でのバリアフリー化を進めるための構想

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法に基づいて作成している、避難行動要支援者（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方）の名簿のこと。名簿に登載された方の情報は、本人の同意が得られた場合、平常時から個人情報等の管理等に関する協定を締結した関係機関（三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、自主防災組織、三鷹市社会福祉協議会、町会、自治会及びマンション管理組合）に提供し、災害時の円滑で迅速な避難支援等を行うために、役立ててもらおう。

PDCAサイクル（ピー・ディー・シー・

エー・サイクル）

Plan/Do/Check/Actの頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

この4段階を順次行って1周したら、最後のActを次のPDCAサイクルにつなげ、螺旋を描くように1周ごとにサイクルを向上させて、継続的に業務を改善する仕組み。

避難所運営連絡会

避難所における運営組織の呼称。平常時は、施設管理者、市担当職員、自主防災組織、その他支援者等の各関係団体により構成される避難所運営連絡会において、避難所運営に関する情報共有や避難所訓練を行い、災害時には、同連絡会に避難者の代表を加えた避難所運営委員会に移行し、避難所運営を行う。

福祉避難所

高齢者や障がい者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材及び人財を備えた避難所のこと。

フレイル

加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態のこと。

ほのぼのネット

小地域での高齢者、障がい者、児童などの日常的な見守り活動を通じて、福祉ニーズを必要なサービスの提供につなげていくための、三鷹市社会福祉協議会が運営するネットワーク活動のこと。ほのぼのネット

員は民生・児童委員や老人クラブ等から選出された市民や、熱意のあるボランティアで構成され、見守り活動のほか、茶話会、講演会などを行っている。

ま行

三鷹いきいきプラス

知識や経験を地域で発揮したい高齢者と、サポートを必要とする個人や団体を結びつけるため、IT（情報システム）等を活用することにより、マッチングを行う「高齢者社会活動マッチング推進事業」の通称名のこと。

三鷹市消費者活動センター

市内の消費者団体が自主的に活動する拠点として、昭和57年（1982年）にオープンした施設。消費者の会合、研修会をはじめ、消費生活相談、苦情処理、消費生活に係る資料の収集、展示等を行っている。

三鷹かよおっと

三鷹市の「介護・医療・地域資源データベースシステム」の愛称。三鷹市内と周辺地域の介護、医療、地域資源の情報をインターネットで一元的に検索できる。

みたか高齢者憲章

高齢者が三鷹という地域社会の主体的な構成員であることと、三鷹をつくる全ての人たちの協働によって、人間らしく尊厳ある生活や社会参加と自己実現できる環境、心身ともに健やかに生活できる地域社会の建設や地域文化の創造を謳っている。広く市民の意見を求めて検討し、平成16年（2004年）3月に市議会で議決された。

三鷹市介護保険事業者連絡協議会

三鷹市内、近隣で介護保険サービスを提供している事業者が協力して運営している組織。介護サービスの質の向上を目指すため、平成12年10月に設立された。質の高い介護サービス提供のために、三鷹市と連携して研修等に取り組むとともに、事業者相互の情報共有と連携強化に取り組んでいる。部会は①居宅介護支援事業者部会、②訪問サービス事業者部会、③施設サービス事業者部会、④福祉用具事業者部会がある。事務局は介護保険課が担当している。

三鷹市地域防災計画

災害対策基本法に基づき、三鷹市防災会議が策定する計画。市、事業者、防災関係機関、自主防災組織及び市民等の各主体が持てる能力を発揮し、主体間で連携を図りながら、地震災害等の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ

「防災対策の促進」、「子どもの健やかな育ち」、「高齢者及び障がい者を含む全ての市民の福祉の向上並びに健康の保持増進」、「生涯学習及びスポーツの推進」といった多様な機能を集約し、災害に強いまちづくりと多様な機能が融合した元気創造の拠点として平成29年（2017年）4月にオープンした施設

みたかハンディキャブ

単独で公共交通機関による外出が困難な方が通院・通所、ショッピング、レジャーなどの目的で外出する機会が少しでも多く持てるよう、また、外出がスムーズになり快適に過ごすことが出来るよう、あおぞら

号の愛称を持つリフト付ワゴン車などによる移動サービス（福祉有償運送）を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）

みたかふれあい支援員事業

平成28年（2016年）4月に介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことに伴い、三鷹市が開始した独自の事業。多様な人材によるサービス提供を推進するため、介護福祉士等の資格を有する方でも、三鷹市の指定した研修を受けて「みたかふれあい支援員」として登録することにより、訪問型基準緩和サービスに従事することができることとした。

看取り

終末期の人に対し、身体的、精神的苦痛を緩和、軽減するとともに、人生の最後まで尊厳を保つことを支援すること。近年は病院で亡くなる方が多いが、看取りケアを導入し、施設や自宅で看取られる方も増えている。

見守りネットワーク事業

孤立死を防ぐため、地域住民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、民間事業者等の見守り協力団体等と三鷹市が協働で、子どもから高齢者までの生命に関する緊急事態に適切かつ速やかに対応する見守りの仕組み。安心見守り電話への関係各課連携による対応等の取組を行っている。

民生・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する福祉ボランティア。任期は3年。担当の地域において、住民の相談に応じ、関係機関につなげるなど必要な支援を行い、

社会福祉の増進に努める。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。

や行

要介護認定

要介護（要支援）状態にあるかどうか、要介護（要支援）状態にあるとすれば、介護や支援を要する状態がどの程度かについて判定を行うこと。介護認定審査会による審査、判定の結果に基づき認定する。認定されれば、介護サービスを利用した方は、必要な給付を受けることができる。要介護認定の基準については、全国一律に客観的に定められている。

ら行

連携窓口みたか

高齢者が、医療や介護が必要になっても、安心して在宅での生活を続けることができるよう、医療・介護関係者の相互理解を進め、連携を支援するために、平成 29 年（2017 年）10 月に三鷹市の高齢者支援課内に設置された「三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口」の通称

わ行

わくわくサポート三鷹

おおむね 55 歳以上の方を対象とした無料職業紹介所のこと。キャリアカウンセラーなどの資格を持つ専門スタッフが、就業のアドバイスや企業への問い合わせ、紹介状の発行等を行う。